

# 金融機能の強化のための特別措置に関する法律について

〔目的〕 国の資本参加による金融機能の強化 地域経済の活性化、信用秩序の維持、国民経済の健全な発展

デフレ経済の長期化

- ・ 地域経済の活性化が重要
- ・ 貸出債権の不良債権化等

金融機関は、企業再生や不良債権問題への対応等のリスク対応のため、体力を高める必要

地域等における金融が十分な安心感をもって行なわれるよう、金融機関に国が資本参加

〔申請：平成20年3月末まで〕

下記の経営強化計画を提出し、右の基準を満たす金融機関

## 経営強化計画の内容

- ・ 収益性・効率性等の数値目標
- ・ 数値目標を達成するための方策
- ・ 責任ある経営体制の確立
- ・ 信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
- ・ 【基準値未滿】経営責任及び株主責任の明確化
- ・ 【抜本的な組織再編成以外の場合】目標未達成の場合の経営責任(結果責任)
- ・ 株式等の引受等を求める額等  
リスクをとって地域等で金融機能を発揮するために十分な自己資本を国の資本参加によって確保。  
なお、協同組織中央金融機関を通じた資本参加スキームも整備。

〔財源〕

預金保険機構の借入金等に対応  
所要の政府保証枠の確保(16年度予算：2兆円)

## 国の資本参加の基準(株式等の引受け等の決定の要件)

### 抜本的な組織再編成の場合

〔合併、営業の全部譲渡等の場合(当事者の一方は基準値以上の場合に限る)〕

### その他の場合

〔営業の一部譲渡や主要行と地域金融機関の合併等の場合、組織再編成を伴わない場合〕

収益性・効率性等の向上が見込まれること  
収益性や効率性の相当程度の改善、不良債権の処理の進展が見込まれるか

計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること  
計画の円滑かつ確実な実施がなされるよう、準備等が進められているか

地域における金融の円滑化が見込まれることその他地域経済の活性化のために適切なものであること

〔信用供与の円滑化のための方策  
地域経済の活性化に資する方策〕について進捗が見込まれるか

公的資金の回収が困難でないこと(剰余金の積み上げの見通しや商品性等を勘案)

適切な資産査定がなされていること(会計監査人による監査等、検査による確認)

破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

経営基盤の安定のために必要な措置が講じられていること

〔申請前の事業再構築努力(組織再編成、リストラ等(特に主要行については最大限の資本の自力調達努力がなされているか))を勘案

地域経済にとって存続が不可欠であること

【銀行】〔基準値未滿の場合のみ〕  
地域における役割及び資本の自力調達を勘案

【協同組織金融機関】会員及び中央機関等からの出資、地域密着度を勘案

資本増強額が障壁除去に止まる場合には、組織再編成特措法と概ね同様の要件で資本参加